

法人インターネットバンキング(WEB-FB)補償規定

(補償対象者)

第一条

かながわ信用金庫(以下「当金庫」といいます。)が提供する法人インターネットバンキング(WEB-FB)(以下「本サービス」という。)をご利用される全てのお客さま。

(適用範囲)

第二条

本規定は、本サービスの利用規定にかかわらず、本規定の定めにあてはまる場合は、本規定の範囲内で、本サービスを利用した不正払戻し等による被害額を補償(以下「本補償制度」といいます。)いたします。また、この被害額には不正払戻し等の額のうち組戻しの手続きにより回収できなかった金額のほか、これに付随する手数料額を含めるものとします。

(補償上限金額)

第三条

本補償制度では本サービス1契約(口座単位)につき、1年間に1000万円を補償金額の上限とします。なお、1年間は毎年12月1日午後4時から翌年12月1日午後4時までの期間とします。

(補償開始日)

第四条

本補償制度は平成27年7月1日(水)より開始するものとし、補償開始日以降に生じた不正払戻し被害について補償いたします。

(補償期間)

第五条

補償の検討対象となる不正払戻しにかかる損害は、お客さまから当金庫へ不正払戻しの被害に関する通知を受理した日の前日から起算して30日前から受理日までの31日間が補償対象期間となります。

(補償対象金額)

第六条

補償対象金額は第三条に定める範囲内で、第五条に定める補償期間内に行われた不正払戻しによる被害額から次に定める金額を控除した金額とします。

- (1)お客さまが加入される保険契約等から支払を受けた保険金または共済金。
- (2)第八条(4)に定める組戻し手続き等により被害額の回収が行われた金額。

(補償基準)

第七条

本補償制度による補償につきましては、お客さまの被害に遭われた状況等を踏まえ、当金庫において個別に補償の判断をさせていただきます。

(補償要件等)

第八条

本補償制度の適用要件を次のとおり定めます。

- (1) 不正払戻しが発生した場合に当金庫に速やかに通知いただいていること。
- (2) 不正払戻しが発生した場合に速やかに警察へ届出をいただいていること。
- (3) 不正払出しの場合における当金庫による調査および警察による捜査への協力をいただいていること。
- (4) お客さまが当金庫の依頼により、振込先金融機関に対して組戻請求手続きがされていること。

(補償しない場合)

第九条

当金庫は、次のいずれかに該当する場合には、補償いたしません。

- (1) 不正送金が第三者との共謀またはお客さまの故意または重大な過失により行われた場合。
- (2) 会社関係者(使用人を含む)の犯行であることが判明した場合(法人)。
- (3) 口座名義人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人が自ら行いまたは加担した損害の場合(個人・個人事業主)。
- (4) パソコンの盗難または紛失した場合。
- (5) パソコン又はクラウドサービス等にID・パスワードを保存していた場合。
- (6) 他人に強要されてインターネットバンキングの不正利用を行った場合。
- (7) 端末機および通信媒体が正常な機能を発揮しない状態で使用した場合。
 - ① 推奨環境以外でのパソコンの利用。
 - ② セキュリティ対策ソフトを利用していない場合(サポート期限切れなども含みます)。
 - ③ 基本ソフト(OS)やウェブブラウザなど、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新されていない場合など。
- (8) お客さまが警察に被害届けを出されない場合。
- (9) 当金庫が提供している電子証明書方式を利用していない場合、または電子証明書を正規の手順で利用していない場合。
- (10) 戦争・変乱または地震・噴火に基づく著しい秩序の混乱に乗じてなされた行為による損害。
- (11) その他、上記の同程度の過失が認められた場合。

(重大な過失となりうる場合)

第十条

前条一項における重大な過失となりうる事例は、以下のとおりです。

- (1) 正当な理由なく、他人にID・パスワード等を回答してしまった場合。
- (2) ID・パスワードを手帳等や携帯電話等の情報端末等に保存しており、お客さまの不注意により手帳等や携帯電話等が盗難等に遭う等して当該情報が盗取された場合。
- (3) 当金庫が注意喚起しているにも関わらず、注意喚起された方法で、メール型のフィッシングに騙される等、不用意にID・パスワード等を入力してしまった場合。
- (4) 以下のような事実があるにも関わらず、当金庫への通報を怠っていた間に犯行が行われた場合。
 - ① 通帳記帳や本サービスへのログインなどにより、身に覚えのない預金残高の変動があることを認識していたこと。
 - ② お客さまのパソコンがウィルス感染するなどにより、本サービスで不正な払戻しが行われる可能性を認識していたこと。
- (5) その他、上記と同程度の著しい注意義務違反が認められた場合。

(補償の除外)

第十一条

不正払戻しが、お客さままたはお客さまと同視できる第三者に振込が行われている場合には、この振込を行った額の限度において、補償は行わないものとします。また、お客さまが、不正払戻しを行った者から損害の賠償または不当利得の返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(セキュリティ対策)

第十二条

本補償制度の適用を受けるにあたり、お客さまは次に定めるセキュリティ対策を講じるものとします。

- (1) パソコンに関し、基本ソフト(OS)やウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新すること。
- (2) パソコンにインストールされている各種ソフトウェアで、メーカー等のサポート期限が経過した基本ソフトやウェブブラウザ等の使用を行わないこと。
- (3) パソコンにセキュリティ対策ソフトを導入するとともに、最新の状態に更新したうえで使用すること。
- (4) 電子証明書方式を使用すること。
- (5) Phishwall プレミアムをインストールし使用すること。
- (6) パソコンの盗取・紛失等を生じさせないよう安全に管理し、利用者権限を有する者以外によるパソコンの操作を行わせないこと。
- (7) パソコンを第三者に貸与・譲渡または担保差し入れしないこと。
- (8) 各種パスワードを厳格に管理し、定期的に変更すること。
- (9) 当金庫がお客さまの登録メールアドレスあてに送信した振込受付結果について、内容を確認すること。

(10)本サービスにおいて登録したメールアドレスが変更となった場合は変更登録を行うこと。また、当金庫が送信するメールが迷惑メール等として不着とならないよう必要な措置を講ずること。

(11)パソコンの改造等を行わないこと。この改造にはシステムファイルの改変等、いわゆるルート化を含みます。

(払戻請求権の消滅)

第十三条

当金庫が不正払戻しにかかる損害の補償を行った場合には、当該補償を行った金額の限度において、不正払戻しの支払原資となった預金にかかる払戻請求権は消滅します。

(請求権の代位取得)

第十四条

当金庫が不正払戻しにかかる損害の補償を行ったときは、当金庫は、当該補償を行った金額の限度において、盗取された番号等により不正払戻しを行った者、その他の第三者に対してお客さまが有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

(連絡先)

第十五条

不正払戻しや不正アクセス等に気づいた場合は当金庫本支店又はフリーダイヤル(0120-468-157)にご連絡ください。

(規定の変更等)

第十六条

当金庫は、本規定の内容をお客様に事前に通知することなくホームページ等で公表することにより任意に変更できるものとします。

変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。

以 上

(平成 29 年 1 月 4 日現在)